

# 千葉県花植木振興計画

平成28年3月

千葉県

## 目 次

<b>1 はじめに</b>	<b>1</b>
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の期間	1
(4) 定義	1
<b>2 花植木を取り巻く情勢（全国の動き）</b>	<b>2</b>
(1) 生産状況	2
(2) 流通の変化	4
(3) 消費の推移	6
(4) 輸出入の動向	8
<b>3 千葉県の花植木の現状と課題</b>	<b>10</b>
(1) 生産の現状と課題	10
ア 花き類	10
イ 植木類	13
(2) 流通・販売の現状と課題	15
ア 花き類	15
イ 植木類	16
(3) 消費の現状と課題	18
ア 花き類	18
イ 植木類	18
<b>4 主な施策</b>	<b>20</b>
(1) 基本方向	20
(2) 振興方策	22
ア 生産振興対策	22
イ 流通・販売対策	24
ウ 需要拡大対策	26
<b>5 推進体制</b>	<b>28</b>
(1) 関係団体との連携による推進	28
(2) 他分野の関係者との連携による推進	28
<b>6 品目別の振興方向</b>	<b>29</b>
(1) 主要切り花	29
(2) 特産切り花	29
(3) 鉢もの	30
(4) 植木	31
<b>参考資料</b>	<b>33</b>

## 1 はじめに

### (1) 計画の趣旨

本県は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、大消費地である首都圏に位置する立地を生かし、花きは、平成 25 年の産出額が 189 億円で全国第 2 位、植木は、平成 25 年の出荷額が 74 億円で全国第 1 位と、本県園芸農業の重要な部門となっています。

また、近年、花植木の輸出額は増加傾向にあり、中でも本県の特産である植木は、全国の花植木の輸出をリードする品目となっています。

花き生産をめぐる環境は、燃油や資材の高騰による生産コストの上昇や、長引く景気の低迷による需要の減少、輸入切り花の増加による市場価格の低迷など、大変厳しい状況にあり、若い世代の花き離れや、正月など季節の行事に合わせて花を飾る伝統行事の衰退など、生活空間の中で花きを飾る習慣が失われています。

花は、暮らしを彩り、安らぎや癒やしを与えてくれるものであり、花を育てることで命の大切さを感じられ、喜びや楽しみを与えてくれます。生け花や植木の造形技術などは、我々が世界に誇れる花植木の文化であり、これらを継承し、振興することは、花きの需要拡大や心豊かな生活の実現につながります。

さらに、日本の玄関口である成田国際空港を擁する本県は、平成 32 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに、海外から多くの来訪者があり、花きによるおもてなしや文化の発信など新たな花きの需要も期待されています。

このような中、国においては、平成 26 年 12 月に施行された「花きの振興に関する法律」に基づき「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成 27 年 4 月に策定したところです。

そこで、本県の花植木産業を更に発展させ、花植木の文化を振興していくための計画として、「千葉県花植木振興計画」を策定しました。

計画の実行に当たっては、生産者や流通業者、小売業者、生け花等の伝統文化関係者、行政が連携し、花植木業界が一体となって取り組んでいくこととします。

### (2) 計画の位置付け

この計画は、「花きの振興に関する法律」第 4 条に規定される県計画として位置付けるとともに、平成 25 年 12 月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」の取組を踏まえ、基本方針に即して策定するものです。

### (3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

### (4) 定義

この計画において、「花き」とは、観賞の用に供される植物をいい、切り花、鉢もの（鉢花、洋ラン類、観葉植物、盆栽等）、花木類（植木類）、花壇用苗もの類などのことをいいます。

## 2 花植木を取り巻く情勢（全国の動き）

### （1）生産状況

全国における花きの産出額は3,785億円で、農業産出額の4%を占めています。花きの産出額の内訳は、切り花類が55%、次いで鉢ものの類が26%、花壇用苗ものの類が8%、花木類(植木類)が7%という構成になっています。花きの作付面積や産出額は、栽培農家数の減少を背景とし、近年減少傾向にあります。

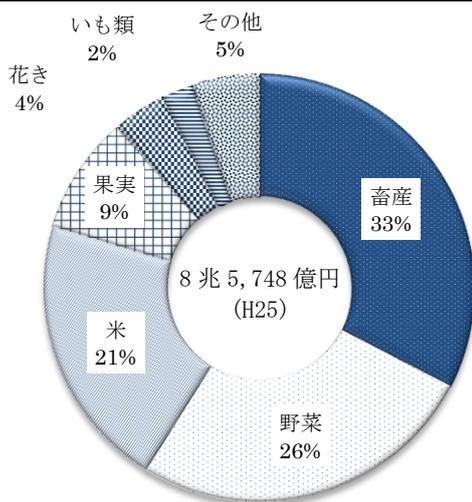


図1 農業産出額

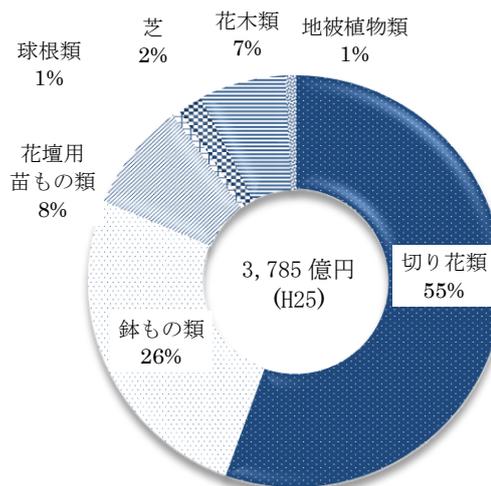


図2 花き産出額の内訳

表1 花き産出額の推移

(単位：億円)

	H7	H12	H17	H22	H25
花き産出額	6,233	5,858	4,997	3,816	3,785
内訳					
切り花類	2,894	2,682	2,462	2,158	2,101
鉢ものの類	1,194	1,219	1,104	924	980
花壇用苗ものの類	174	400	372	321	323
球根類	65	53	29	29	24
芝	174	78	80	67	73
地被植物類	53	55	59	40	27
花木類(植木類)	1,679	1,371	892	277	257

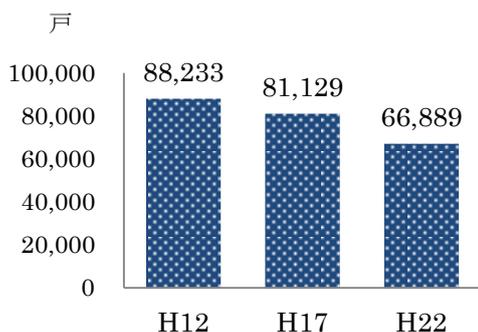
(農林水産省「生産農業所得統計」,「花き類の生産状況等調査」,「花木等生産状況調査」)

表2 花き作付面積の推移

(単位：千ha)

	H7	H12	H17	H22	H25
花き作付面積	48.4	45.5	37.9	31.4	29.6
内訳					
切り花類	19.0	19.7	17.9	16.2	15.4
鉢ものの類	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8
花壇用苗ものの類	0.8	1.7	1.7	1.6	1.5
球根類	1.2	1.0	0.6	0.5	0.4
芝	10.5	8.4	6.9	5.6	5.7
地被植物類	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
花木類(植木類)	15.0	12.4	8.5	5.6	4.7

(農林水産省「花き生産出荷統計」,「花き類の生産状況等調査」,「花木等生産状況調査」)



(農林水産省「農林業センサス」)

図3 花きの販売農家数の推移

【燃油価格高騰】

近年、燃油価格が高騰しており、農業経営費に占める光熱動力費の割合が大きい花き園芸の経営を圧迫しています。

表3 A重油価格の推移

年次	H16	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
単価 (円/ℓ)	47.0	87.0	79.0	66.3	71.5	78.9	81.2	92.2	90.2
H16比 (%)	100	185	168	141	152	168	173	196	192

※12月上旬価格。県内5農協聞き取り調査。(H24以前は6農協)

表4 農業経営費に占める光熱動力費の割合

品目	光熱動力費の割合
ゆり	14.3%
カーネーション	20.6%
シクラメン	19.2%
ばら	34.9%

(農林水産省「品目別経営統計」(H19))

表5 主な施設園芸品目のA重油消費量

作物	消費量 (ℓ/10a)	燃油代 H16 (47円/ℓ)	燃油代 H27 (80円/ℓ)	H27-H16 (円/10a)
促成きゅうり	6,500	305,500	520,000	214,500
促成トマト	4,300	202,100	344,000	141,900
カーネーション	10,000	470,000	800,000	330,000
びわ	700	32,900	56,000	23,100

※燃油代は1月価格(生産振興課調べ)

※所得は、重油価格が1ℓ当たり10円上昇するごとに、促成きゅうりでは6.5万円、促成トマトでは4.3万円、カーネーションでは10万円低下すると予想される。

(千葉県、千葉県農林技術会議「野菜栽培標準技術体系」(H8)「果樹栽培標準技術体系」(H14))

(千葉県「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針営農類型資料作成試算」(H26))

## (2) 流通の変化

国産花き類の流通は、品目・品種が非常に多いこと、小売構造が零細であることにより、卸売市場経由率が高く（78.7%）、せり、入札取引は減少しています。

ホームセンター、スーパーにおける販売が増加する一方、専門小売業の販売額は大きく減少しています。

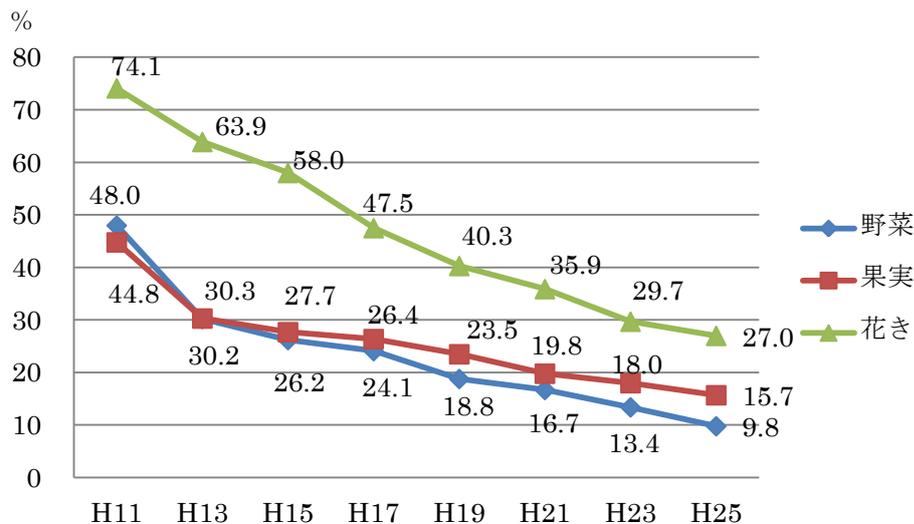
また、最近では、インターネットや物流センターのみの取引を行うなど、市場外取引の新しい動きがあります。

表6 農水産物の卸売市場経由率の推移

(単位：%)

	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24
青果	81.6	74.0	70.4	64.5	62.4	60.0	59.2
野菜	84.7	80.5	78.4	75.2	73.0	70.2	69.2
果実	76.1	63.4	57.6	48.3	45.0	42.9	42.4
水産物	72.1	67.6	66.2	61.3	56.0	55.7	53.4
花き	82.3	81.9	79.1	82.8	83.4	84.4	78.7

(農林水産省「卸売市場データ集」)



(農林水産省「卸売市場データ集」)

図4 せり・入札取引の割合の推移

表7 国内主要花き品目別卸売価格の推移

(単位：円／本、鉢)

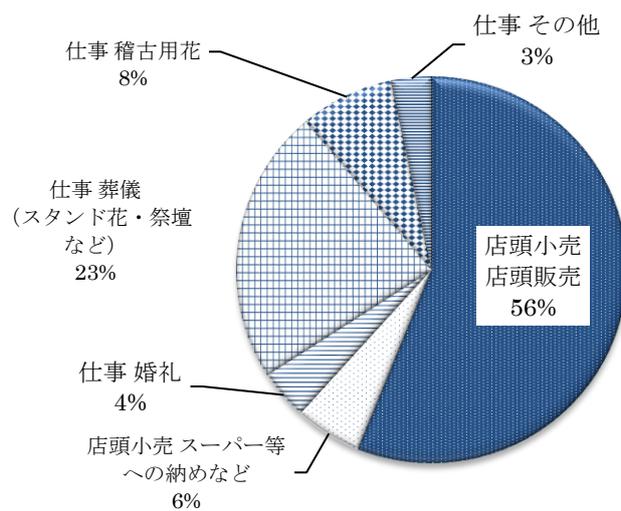
	H7	H12	H17	H22	H25
輪ぎく	74	62	65	67	65
カーネーション	50	45	45	46	48
ばら	76	66	66	72	73
鉄砲ゆり	127	93	91	97	86
シクラメン	946	765	778	804	791
エラチオールベゴニア	494	404	348	370	385

(東京都中央卸売市場統計情報)

表8 花き等取扱業における販売金額の推移（全国値）

業務分類	項目	年間販売金額（億円）		H9 に対する H19 の伸び率(%)
		H9	H19	
合計		9,113	8,081	88.7
うち	花き専門小売業店	7,385	5,724	77.5
	スーパー・ホームセンター	1,094	1,858	169.8
	その他小売業	634	499	78.7

（経済産業省「商業統計」）

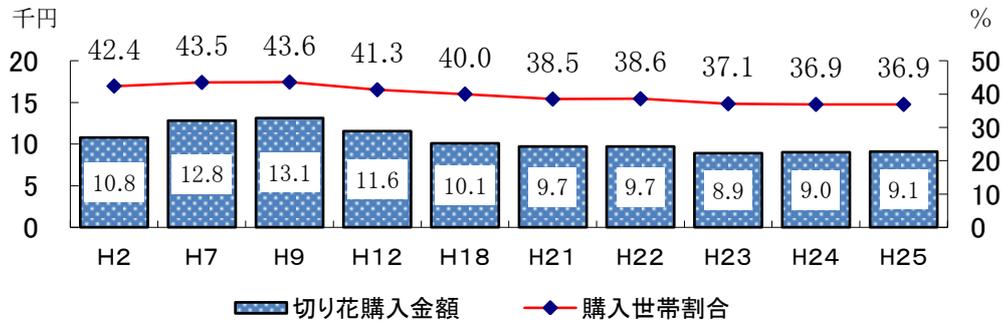


（JFTD 白書（H25））

図5 生花店における花き販売構成比

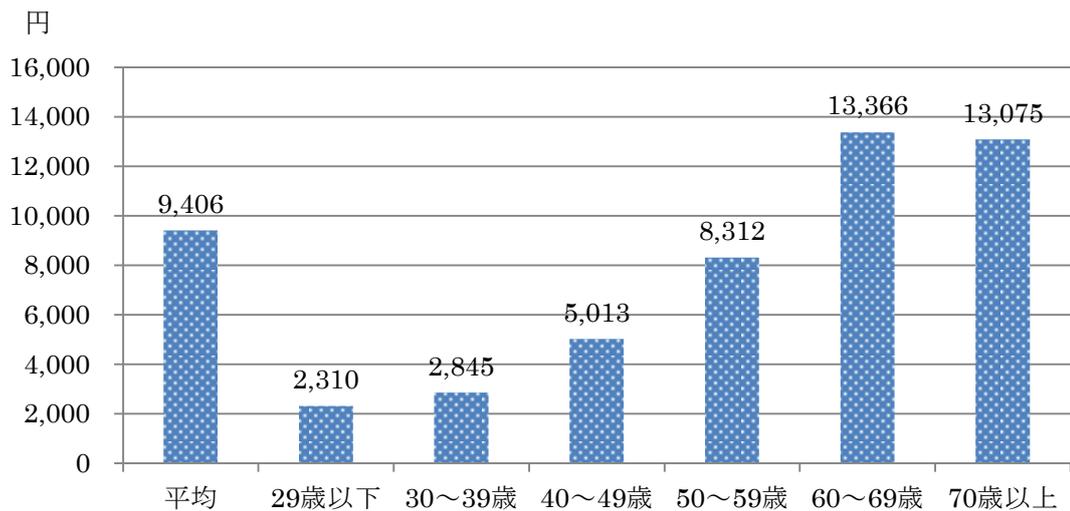
### (3) 消費の推移

切り花の購入金額は長期的にみると、減少傾向となっています。  
 世帯主の年齢別で見ると、若年層ほど購入金額が低くなっています。  
 花を購入しない理由は、買う習慣がない、手入れが大変などが挙げられている  
 他、小さい頃花が身近になかった人は将来の購入率が低くなっています。



(総務省「家計調査年報」)

図6 切り花購入金額と購入世帯割合



(総務省「家計調査年報」)

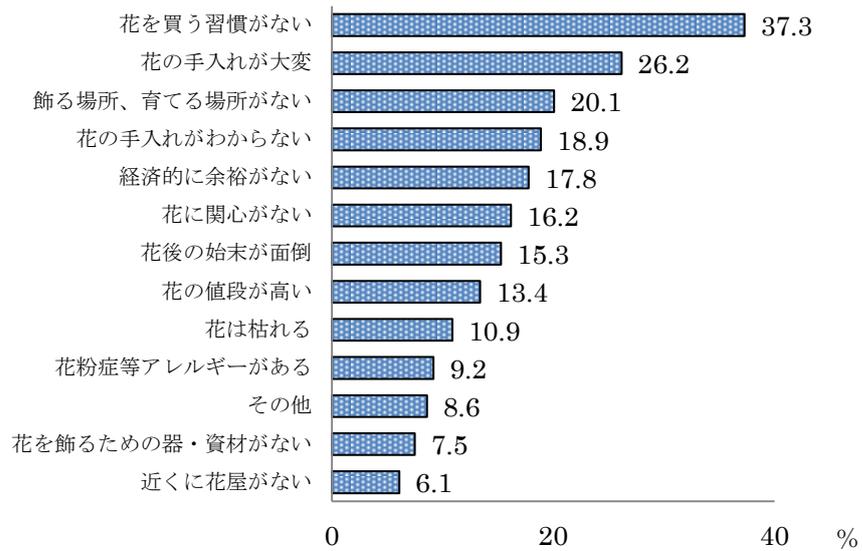
図7 世帯主年齢別切り花年間購入額(平成25年)

表9 一世帯当たりの花き購入チャネル

(単位：%)

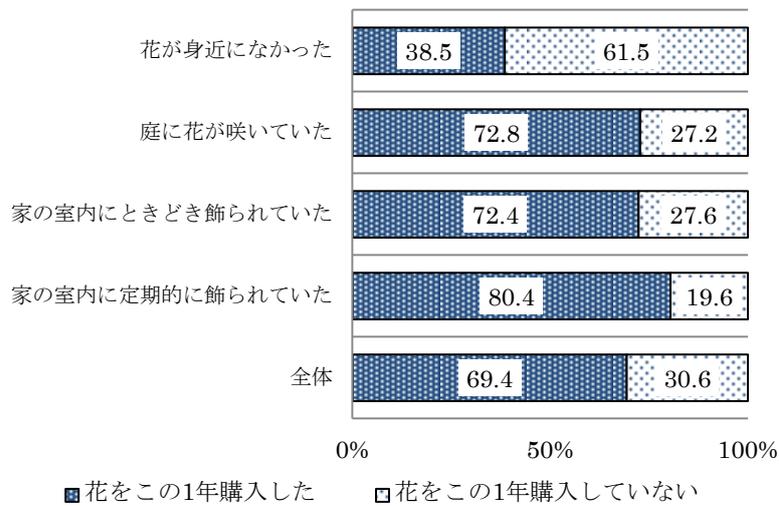
	H6	H11	H16	H21
一般小売店	70.7	61.2	57.1	50.0
スーパー	12.5	19.9	23.0	28.6
百貨店	2.1	2.6	1.8	1.8
生協・購買	1.8	1.7	2.8	2.7
ディスカウントストア・量販専門店	1.1	1.7	3.4	3.5
通信販売	0.3	0.4	0.4	1.0
コンビニエンスストア	0.3	0.3	0.3	0.3
その他	11.3	12.2	11.1	12.0

(総務省「全国消費実態調査報告」)



(東海花き普及・振興協議会調査(H20))

図8 花を購入しない理由 (複数回答可) n=359



(MPS フローラルマーケティング(株) 「花と環境に関する調査」(H20))

図9 子供の頃の花の経験と花の購入の関係

#### (4) 輸出入の動向

##### 【輸入】

花きの輸入は、切り花類が大半を占め、関税が廃止された昭和60年以降増加傾向にあります。

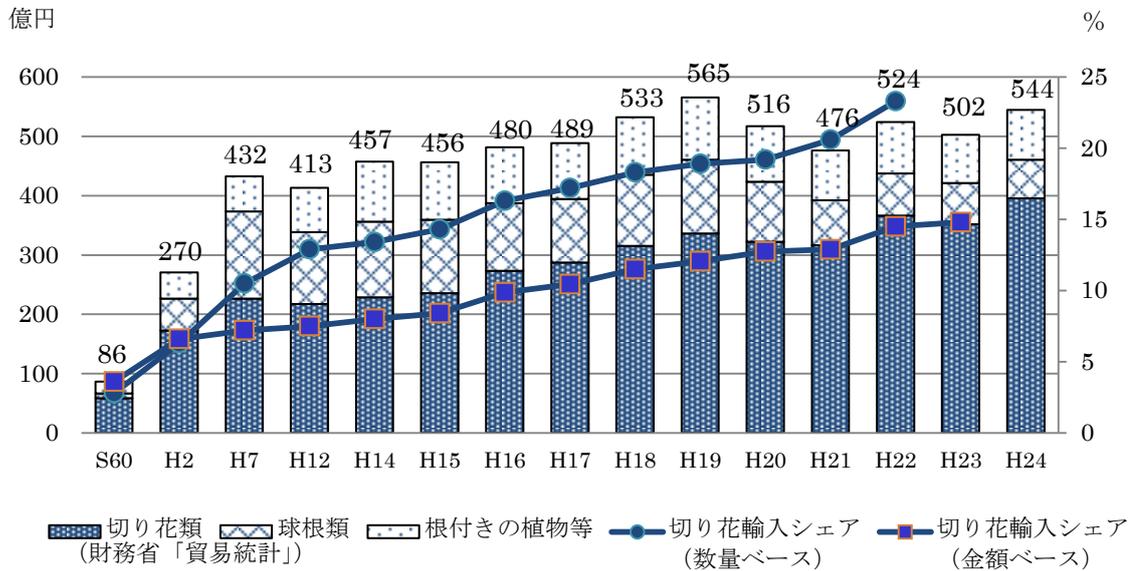
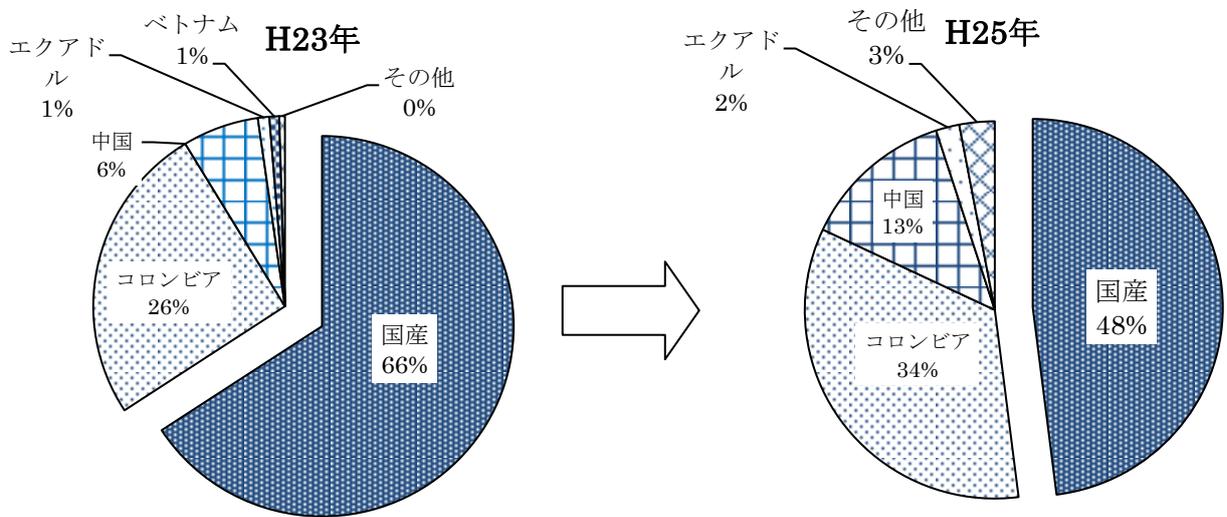


図 10 花き輸入額の推移



(農林水産省「花き生産出荷統計」, 「植物検疫統計」)

図 11 カーネーションの輸入割合の推移 (金額ベース)

【輸出】

平成 24 年の花きの輸出額は 86.2 億円で、このうち大部分が、植木・盆栽と  
なっています。

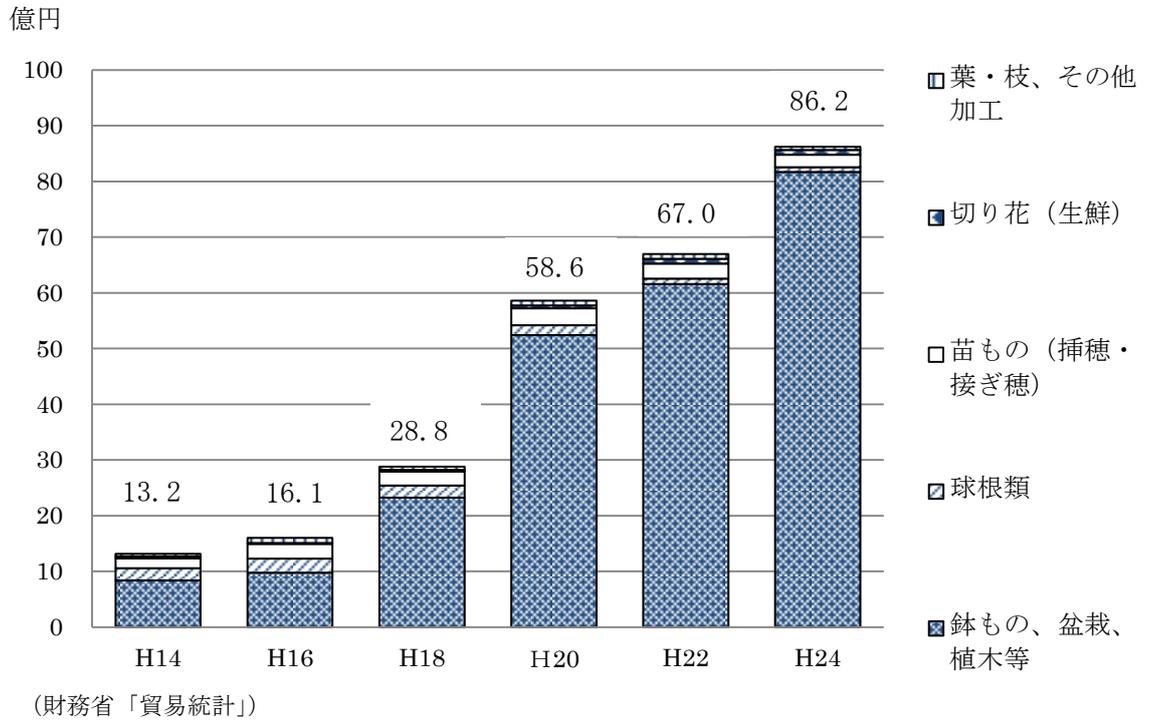


図 12 花き輸出額の推移 (種類別)

### 3 千葉県の花植木の現状と課題

#### (1) 生産の現状と課題

##### ア 花き類

###### 《生産》

本県における平成 25 年の花き類の産出額は、189 億円（前年比 103%）、作付面積は 859ha（前年比 99.8%）で全国第 2 位の生産県となっています。

花き類の産出額のうち切り花類は 120 億円、鉢もの類は 39 億円、花壇用苗ものの類は 23 億円で、花き類の作付面積のうち切り花類は 640ha、鉢もの類は 96ha、花壇用苗ものは 123ha です。

本県の産出額、作付面積は、平成 11 年をピークに減少傾向にあり、生産力が低下していることから、高品質・安定生産の推進などにより、産地を強化することが重要な課題となっています。

全国の場合と同様に国内需要の減少や、輸入量の増加などによる市況の低迷、燃油に加えて資材等の価格上昇などから、厳しい経営状況が続いています。

生産現場を見ると、生産施設の老朽化が一部で見られ、品質の向上、作業の効率化のための改善が必要となっている他、近年、異常気象による雪や台風などの自然災害が多発傾向にあることから、リスクの増加に対応した生産環境の整備が必要です。

さらに、近年は、地球温暖化の影響が疑われる生育不良等の高温障害や、病害虫の多発の事例が見られ、高温障害を回避・軽減するための遮光資材や循環扇、環境制御技術の導入などが必要となっています。

また、農業生産による環境への負荷軽減を図るため、花き生産においても環境にやさしい農業に取り組んでおり、平成 27 年 3 月現在、県内では 114 戸がエコファーマーに認定されています。

本県の花き類生産の強みとしては、ストックやトルコギキョウ、球根切り花、シクラメン、洋ランなど、生産者の育種が盛んで、世界的に評価されている品種が多いことが挙げられます。国内外での競争力を強化するためには、マーケット需要に対応した魅力のある優れた形質を持つ品種の育成が重要であり、生産者育種を支援していくことが重要です。

#### 千葉県の強み

- ・温暖な気候により、寒冷地に比べ暖房費を抑えた栽培が可能です。
- ・高い技術力（地域に合った生産技術と育種）により高品質で多様な花き類が生産されています。

表 10 千葉県の花き類産出額の推移

(単位：億円)

	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25
花き類産出額	188	234	251	208	191	176	183	189
うち切り花類	141	170	164	145	130	112	118	120
鉢もの類	44	48	48	32	31	34	36	39
花壇用苗もの類	3	13	34	30	26	25	24	23
その他花き類	0	3	5	1	4	5	5	7

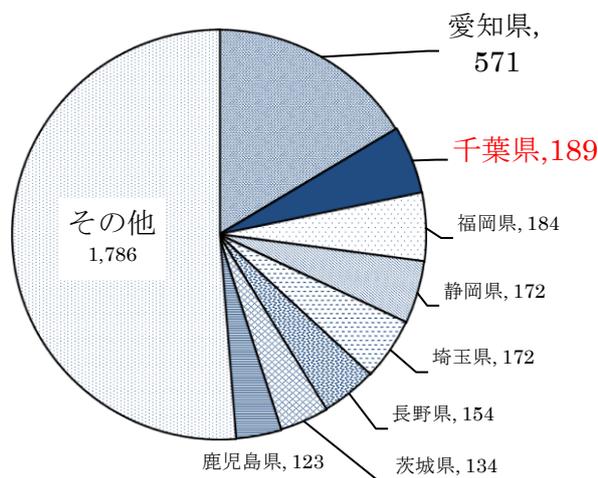
(農林水産省「生産農業所得統計」)

表 11 千葉県の花き類作付面積の推移

(単位：ha)

	H2	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25
花き類作付面積	864	1,028	1,190	1,063	894	866	861	859
うち切り花類	777	874	968	830	672	651	644	640
鉢もの類	62	84	90	93	94	98	95	96
花壇用苗もの類	20	51	102	130	119	117	122	123
球根類	6	20	30	10	9.2	...	...	...

(農林水産省「花き生産出荷統計」)



(農林水産省「生産農業所得統計」)

(単位：億円)

図 13 全国の中での千葉県花き類の位置付け(H25年産出額)

表 12 千葉県の主な花き類等生産状況 (H25年産)

品目	作付面積 (ha)	産出額 (億円)	全国順位	品目	作付面積 (ha)	産出額 (億円)	全国順位
ストック	—	9	1	ゆり	31.9	11	5
洋ラン類 (切花)	10.1	7	2	トルコギキョウ	15.9	5	8
ガーベラ	9.5	5	3	ばら	10.9	6	10
スターチス	6.2	2	4	シクラメン	18.1	6	5
カーネーション	27.0	12	4	パンジー苗	15.4	3	3
切り葉	97.2	4	3	観葉植物(鉢)	16.8	7	6

(農林水産省「生産農業所得統計」, 「花き生産出荷統計」)

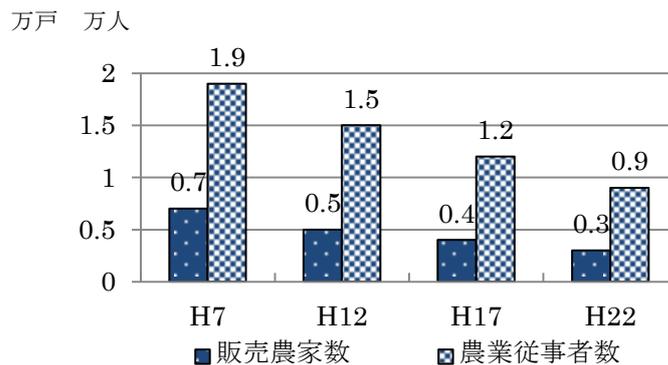
### 《担い手》

担い手の状況を見ると、花き類の販売農家数及び農業従事者数は、全国と同様に近年減少傾向にあります。標準的な経営は、販売額 2,000～3,000 万円で、量産体制に向けた施設規模の拡大が進み、販売額 4,000 万円以上の企業的経営体も存在しており、認定農業者のうち法人化しているのは平成 27 年 3 月末現在で 56 経営体と他の部門に比べて法人化の割合は比較的高くなっています。

しかしながら、生産コストや流通コストの上昇により、経営は厳しい状態が続いており、将来の産地を支えていくためには、所得を確保できる担い手の育成が必要となっています。

また、南房総など生産者が面的にまとまった産地もありますが、その他の地域では生産者は点在しており、個人出荷が多い状況にあります。ここ数年では、生産者がネットワークを組み、自らが商談会を開催するなど、新しい取組が見られ、今後は、生産技術の向上や販売力の強化など共通の目的を持った生産者のネットワーク化も重要な課題です。

この他、特産切り花の産地の中には、高齢化が進んでいる地域があることから、担い手の確保、育成が課題となっています。



(農林水産省「農林業センサス」)

図 14 千葉県の花き類販売農家数・農業従事者数の推移

表 1 3 千葉県の認定農業者数 (H27 年 3 月末現在)

	認定数		割合
		うち法人数	
単一経営	3,606	366	10.1%
花き類・花木	328	56	17.1%

(千葉県担い手支援課調べ)

### 【具体的な課題】

#### 1 生産基盤の強化

- ・施設化や機械化の推進
- ・既存施設のリフォームの推進

#### 2 省エネルギー、低コスト化の推進

- ・燃油価格高騰対策の推進

#### 3 高品質・安定生産技術の開発・普及

- ・生産性向上のための先端技術の開発、普及
- ・省力化技術の開発、普及

#### 4 マーケット需要に対応した生産体制の確立

- ・環境にやさしい農業の推進
- ・生産者育種の推進

#### 5 地球温暖化への対応

- ・高温障害を回避するための施設整備と技術開発・普及

#### 6 担い手の育成

- ・法人化の推進（企業的経営体の育成）
- ・生産者のネットワーク化の支援
- ・産地を担う多様な担い手の育成

## イ 植木類

本県の植木生産は、イヌマキとマツを中心にツゲやキャラボクなどの造形物が中心で、公共や民間用の緑化木、ホームユース用の鉢植木、そして、屋上や壁面緑化用植物といった多様なニーズに対応した生産が行われています。平成25年の出荷額は74億円で全国第1位、栽培面積は638haで全国の13%を占めています。

生産品目では、九十九里沿岸の比較的温暖な地域で、イヌマキやマツ類をはじめとする常緑樹が中心に生産され、印旛地域などの内陸では、コニファー類をはじめとする常緑樹から落葉樹まで幅広い樹種が生産されています。

しかし、後継者が不足していることに加え、生産や経営のノウハウ、高度な樹芸技術の次世代への継承が円滑に進んでいないため、栽培面積は、減少傾向にあり、産地の維持が課題となっています。

また、生産コストが上昇傾向にあり、生産安定のためには、ほ場の集約化や灌水設備などの施設化、機械化による生産コストの削減が必要です。

特に、主力品目であるマキを加害する害虫の生息域の拡大や、地球温暖化に伴い、病虫害の発生消長の変化が想定されることから、総合的な防除体系の確立が必要となっています。

植木は、このように多くの課題を抱えています。その一方で、平成6年から中国を中心に東南アジアやEUへ造形樹の輸出が商業ベースで開始され、本県の農水

産物輸出をリードする品目となっています。更なる輸出の拡大と安定に向け、輸出相手国の検疫体制に対応したセンチウ防除技術の確立と、消費需要に合わせた継続的かつ効率的に増産できる生産体制の整備が必要となっています。

そして、本県産植木のブランド化を推進するため、国内外の幅広いニーズに応える新品种の育成や優良系統の選抜・保存、安定した販路の確保など、生産から販売までの一貫した取組支援も必要です。

表14 千葉県の植木生産における栽培面積、出荷額、栽培農家数の推移

① 栽培面積の推移

(単位: ha)

	H21		H22		H23		H24		H25	
1位	福岡	1,153	福岡	1,097	福岡	1,059	福岡	1,012	福岡	975
2位	千葉	722	千葉	707	千葉	628	千葉	642	千葉	637
3位	鹿児島	641	鹿児島	628	鹿児島	616	鹿児島	613	鹿児島	588
4位	三重	610	三重	591	三重	564	三重	551	三重	552
5位	愛知	526	愛知	511	愛知	496	愛知	488	愛知	482
全国		6,047		5,561		5,201		4,834		4,689

② 出荷額の推移

(単位: 百万円)

	H21		H22		H23		H24		H25	
1位	千葉	6,555	千葉	6,455	千葉	6,354	千葉	6,791	千葉	7,402
2位	福岡	6,225	福岡	5,840	福岡	5,487	福岡	5,107	福岡	4,736
3位	愛知	4,545	愛知	4,580	愛知	4,408	愛知	4,229	愛知	4,254
4位	三重	2,124	三重	2,063	三重	1,966	三重	1,917	埼玉	1,901
5位	埼玉	1,663	埼玉	1,587	埼玉	1,800	埼玉	1,855	三重	1,896
全国		29,309		27,720		26,195		25,857		25,712

③ 栽培農家数の推移

(単位: 戸)

	H21		H22		H23		H24		H25	
1位	福岡	2,719	福岡	2,518	福岡	2,479	福岡	2,435	福岡	2,433
2位	愛知	2,427	千葉	1,960	愛知	2,180	愛知	2,165	愛知	2,117
3位	千葉	2,200	埼玉	1,289	千葉	1,710	千葉	1,632	千葉	1,490
4位	埼玉	1,289	神奈川	570	埼玉	1,438	埼玉	1,239	埼玉	1,239
5位	神奈川	710	香川	460	神奈川	750	三重	1,072	三重	1,072
全国		13,148		9,303		11,268		11,262		10,890

※愛知はH22戸数データなし

(農林水産省「花木等生産状況調査」)

【具体的な課題】

- 1 マーケット需要に対応した計画的な生産技術の開発と普及及び品種の育成
- 2 総合的な病虫害防除技術の確立及び普及
- 3 農地集積や施設化、機械化による生産性の向上
- 4 伝統的な樹芸技術の保存と継承
- 5 担い手の育成

## (2) 流通・販売の現状と課題

### ア 花き類

平成26年の東京都中央卸売市場における本県産花き類の入荷量のシェアは、切り花が8.3%、鉢花が10.0%、観葉植物が6.4%、花壇用苗もの類が15.6%を占め、中でも切り花のストック、きんぎょそう、きんせんか、日本水仙、アイリス及び菜の花等は、市場占有率50%を超えています。

本県の切り花は、東京市場に近いこと、輸送時間が短く、市場取引前日の夕方まで出荷が可能という強みがある一方、市場への出荷情報の遅れや共選共販のための集出荷場の整備、予冷などの鮮度保持の取組の遅れ等の課題があります。

また、本県はストックなど冬場の切り花が中心のため、これまで予冷の必要性が低い状況にありましたが、ひまわりやトルコギキョウなど、夏場の品目も定着してきていることから、夏場の出荷に対応した予冷施設の整備が求められています。

本県の鉢ものは、生産者が点在しており、市場単位の運送会社による個人集荷が主流となっています。流通コストの上昇が経営を圧迫しているため、集出荷の共同化による流通コストの削減など、効率的な物流体制の構築が課題です。

花壇用苗もの類は市場外流通も増加しており、売り先を見据えた販売促進活動が必要です。

近年増加している予約相対取引に対応できる産地として強化するためには、出荷情報の積極的な発信や、規格の統一、技術の平準化、グループによる販売ロットの拡大や鮮度保持の取組の定着が必要です。

花き類の需要は景気の低迷などにより減少していることから、積極的に県産花き類のPRなどを行っていくとともに、本県生産者等が育成した海外でも評価される花きを生かし、本県の魅力ある花きを国内外へ積極的に発信していくことが重要です。

#### 千葉県の強み

- ・市場に近く、市場取引の前日の夕方まで出荷が可能です。
- ・地の利を生かした市場出荷、輸出への対応が可能です。
- ・魅力的な品目や多様な品目が生産されています。

表15 系統共販率の推移

(単位：億円、%)

	H9	H14	H19	H24
産出額(花き類)	251	211	209	183
うち産出額(切花)	177.4	147.3	147	118
系統共販率	20.1	23.7	21.1	19.7

(農林水産省「生産農業所得統計」、千葉県生産振興課調べ)

**【具体的な課題】**

- 1 市場ニーズに対応した迅速な出荷情報の提供
- 2 鮮度保持技術の開発、普及
- 3 高品質、安定供給に向けた集出荷体制の整備
- 4 県産花き類の販路拡大のための国内外への魅力発信
- 5 生産者のネットワーク化による価格交渉力強化

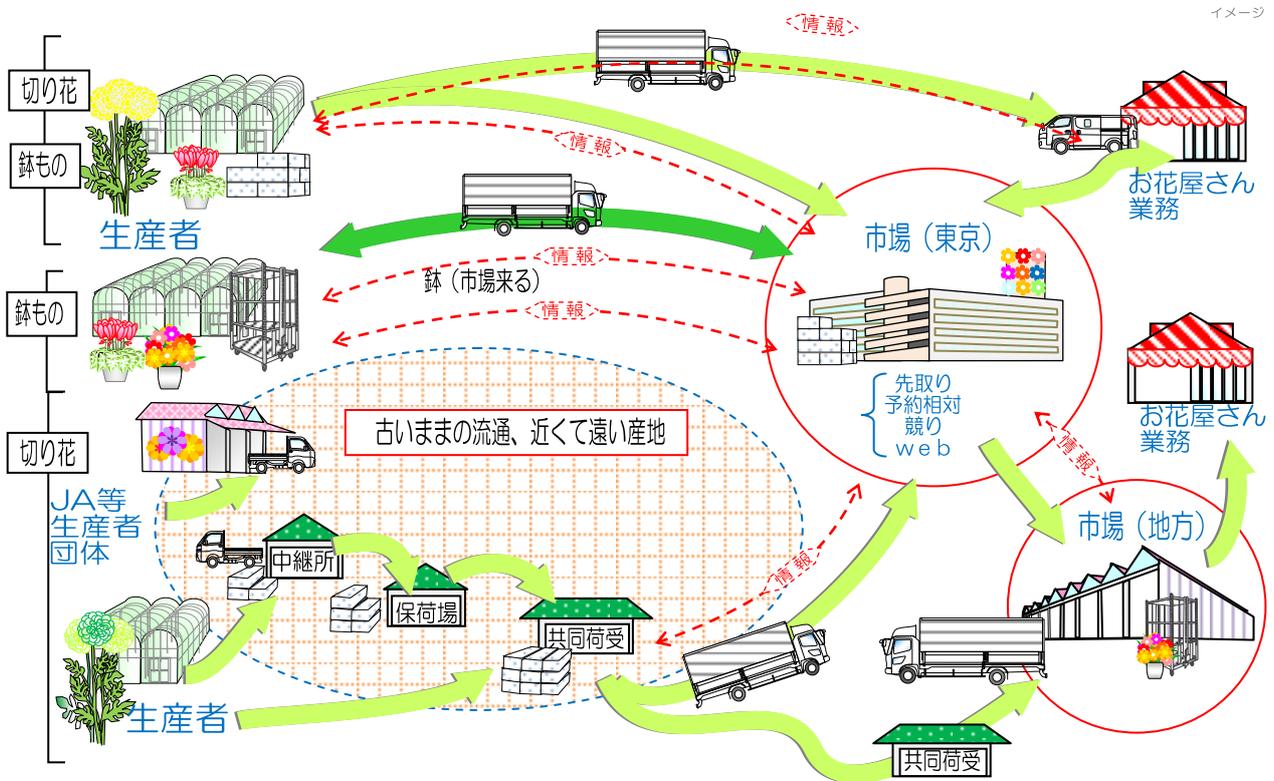


図 15 流通の現状

**イ 植木類**

植木類の国内流通では、セリや予約相対取引の他、市場を介さずに造園業者との直接取引や直売などが行われています。また、輸送方法としては、最終消費地に自社トラック又はチャーター便での輸送や、ホームユース用の鉢植木のように生産ほ場から販売店舗への宅配便での直送、園芸市場が提携している運送会社による集出荷システムによる流通など、様々な流通形態があります。

輸出では、相手国によりますが、バイヤーによる直接買い付けや輸出業者を介

した取引が行われており、温度管理が可能なコンテナで船便輸送された後に陸路で輸送される形態が主流です。

県産植木を有利販売していくためには、国内外を問わず、流通の合理化や、計画的に販売できる環境整備が必要であり、グループ化による品揃えや販売ロットの拡大、情報処理のIT化によるタイムリーな情報の発信が重要です。

また、輸出では、EU諸国はもとより、輸出実績の少ないロシアをはじめ、東欧や中東への輸出を拡大するためには、輸出相手国の検疫体制への対応が最重要課題となっています。

表16 千葉県産の植木輸出額の推移

(単位：百万円)

年次	輸出額	年次	輸出額	輸出先
平成16年	22	平成22年	2,456	中国、香港、ベトナム、EU (イタリア、ドイツ等)他
平成17年	350	平成23年	2,793	
平成18年	450	平成24年	3,377	
平成19年	2,000	平成25年	4,246	
平成20年	2,245	平成26年	3,833	
平成21年	2,039			

(千葉県生産振興課推計)

**【具体的な課題】**

- 1 県産植木の輸出の促進等による新たな需要の創造
- 2 販売力強化のための集出荷の高度化
- 3 輸出条件に対応した技術の開発と普及

### (3) 消費の現状と課題

#### ア 花き類

景気の低迷が続く中で、花の消費が減退しており、特に若い世代の購入者が少ない現状にあります。今後、花きの需要を拡大していくためには、人を癒やすなど、花きの持つ様々な効用や県産花きの魅力を発信していくことにより、無購買・低購買層への働きかけを行うとともに、新たな「花の日」の制定など購入のきっかけづくりや、公共施設等での利用促進、花育の普及などにより、日常的に花のある生活の定着を推進することが重要です。

本県は、南房総の花摘み園や、直売所、道の駅などの観光資源が多く、これらを通じた花きの需要拡大に積極的に取り組むことも必要です。

また、季節の行事に合わせて花を飾る伝統行事の衰退など、生活空間の中で花を飾る習慣が失われています。本県には、早春の花摘みや正月の日本水仙、千両、彼岸のきんせんかといった花き文化に欠かすことができない花も栽培されており、伝統文化である生け花や季節の行事と一体となった日本文化を普及させることが望まれます。

さらに、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国内外から多くの人々が本県を訪れます。成田国際空港を擁し、全国有数の花の生産県である本県の強みを生かし、花によるお出迎え、おもてなしによる新しい需要が期待されています。

表17 都道府県庁所在市別年間の品目別支出金額(1世帯当たり) (単位:円)

	切り花				園芸品・同用品			
	H25		H24		H25		H24	
1位	高松市	13,936	堺市	13,890	長野市	12,682	大分市	10,002
2位	仙台市	13,302	高松市	13,436	津市	12,496	水戸市	9,949
3位	堺市	13,060	京都市	12,644	松江市	10,326	奈良市	9,691
	千葉市 (44位)	6,624	千葉市 (38位)	7,109	千葉市 (28位)	6,318	千葉市 (39位)	4,992

(総務省「家計調査」)

#### イ 植木類

民間需要では、個別住宅からアパートやマンション等の集合住宅への住宅様式の変化により、樹木類の植栽スペースが減少するとともに、植木の管理費用の負担から敬遠されるケースが増えています。また、公共需要では、公共工事の減少と工事コストの削減から、植栽樹木のサイズダウンと卸売単価の低下傾向が続いています。

一方で、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けた環境整備や、樹木類の植栽のニーズが期待されています。

このため、新たな需要の創造に向け、生産者と実需者(造園事業者、ハウスメーカー等)が連携した植木の需要拡大が望まれます。

また、歴史ある本県植木生産を維持していくため、古くから本県で造形され、かつ植栽されているマキ及びマツなどを対象に、一定の基準を満たした植木を銘木 100 選に認定するなどにより、将来にわたって伝統的樹芸技術を保存していくことが必要です。

#### 千葉県の強み

- ・南房総の花摘み、直売、道の駅など花きを活用した観光資源がたくさんあります。
- ・大消費地、首都圏に位置しています。
- ・世界に誇れる植木の銘木や伝統樹芸技術があります。

#### 【具体的な課題】

- 1 花と緑の重要性の啓発と販売促進
- 2 日常的に花と緑のある生活の定着
- 3 花文化と伝統樹芸技術の普及・継承

#### 4 主な施策

##### (1) 基本方向

「花植木産業の発展」と「花と緑のある心豊かな暮らしの実現」を目指し、次の3つの項目の施策を実行し、花植木の振興を図ります。

- マーケット需要に対応した高品質、安定的な花植木生産と将来の産地を支える担い手の育成
- 首都圏に位置する立地条件を生かした流通販売体制の強化と県産花植木の輸出促進
- 県産花植木の魅力発信及び文化と伝統の継承による需要の拡大

##### 【数値目標】

###### 花き類産出額

現状（平成25年）	182億円⇒目標（平成32年）	209億円
切り花	120億円⇒	140億円
鉢もの	62億円⇒	69億円

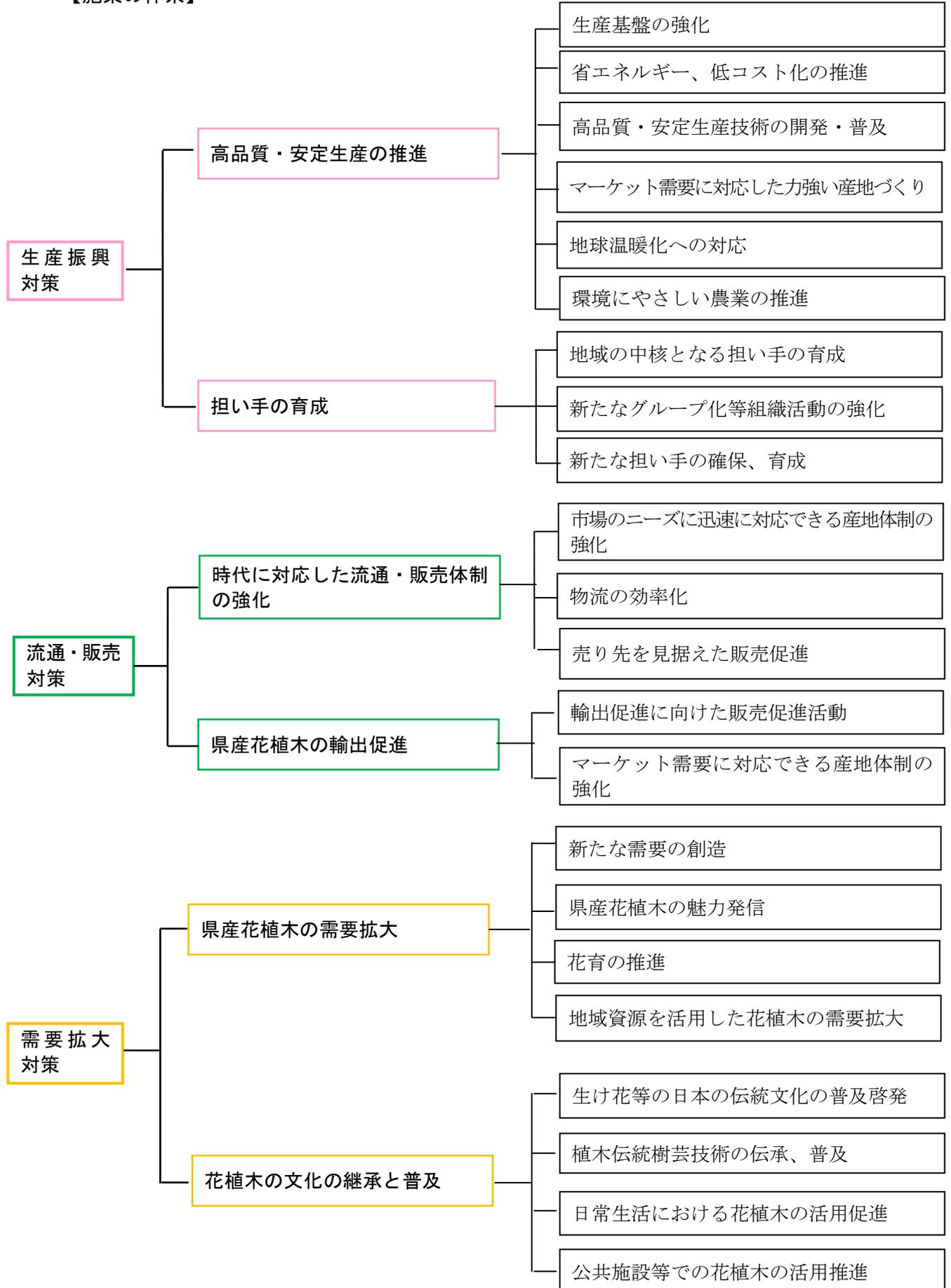
###### 植木類出荷額

現状（平成25年）	74億円⇒目標（平成32年）	86億円
-----------	----------------	------

##### 【達成指標】

	項目	現状（平成26年度）	目標（平成32年度）
生産振興対策	ビニールハウス等施設整備面積（補助事業で整備する面積）	—	6.5ha
	省エネルギー型施設の導入	—	60台
	認定農業者数	328名	350名
流通・販売対策	県産花植木の輸出額	3,833百万円	4,500百万円
	新たな流通体制の検討	—	1件
需要拡大対策	花育の実施回数	8回	200回 (延べ回数)
	伝統樹芸士、銘木の認証	51名、81本	60名、100本

【施策の体系】



## (2) 振興方策

### ア 生産振興対策

#### (ア) 高品質・安定生産の推進

##### 【取組の方向性】

生産力や収益力を向上させる施設化や施設のリフォームを推進するとともに、低コスト生産技術や地球温暖化対策技術の導入支援に取り組みます。

また、マーケット需要に対応した計画的な生産体制の構築による競争力のある産地づくりに取り組みます。

##### 【具体的な取組】

###### ① 生産基盤の強化

- ・安定生産と品質向上を図るため、低コスト耐候性ハウスの導入や、老朽化した温室のリフォーム、露地栽培でのかん水施設の導入などを支援します。
- ・輸出用植木では、植物検疫に向けた隔離栽培の効果を最大限に生かせる施設化と管理体制の構築を支援します。
- ・近年増加する気象災害のリスクを回避するため、災害に強い施設への改修を啓発するとともに、園芸施設共済への加入を促進します。

###### ② 省エネルギー、低コスト化の推進

- ・燃油価格高騰の影響を軽減し、コスト削減による経営の安定化を図るため、ヒートポンプの導入や、木質バイオマス等の地域資源の活用などによる省エネルギー型温室への転換、セーフティーネットの構築を支援します。

###### ③ 高品質、安定生産技術の開発、普及

- ・高品質、安定生産を実現するため、複合環境制御などの先端技術の開発、普及を推進します。
- ・規模拡大などに伴う労働力不足を補うため、省力化技術を普及します。
- ・難防除病害虫の防除技術を開発、普及します。

###### ④ マーケット需要に対応した力強い産地づくり

- ・花の日や実需ニーズに対応した計画的な生産体制の確立を支援します。
- ・多様なニーズに対応するため、県特産品目の育種に取り組みとともに、生産者が行う育種や、育成品種を維持、増殖するための技術に関する情報提供などを行います。

###### ⑤ 地球温暖化への対応

- ・地球温暖化の影響が疑われる高温障害や病害虫の発生による生育不良を回避、軽減するため、施設整備の支援や、高温障害対策及び病害虫防除技術を開発、普及します。

## ⑥ 環境にやさしい農業の推進

- ・ 農業生産による環境への負荷軽減を図るため、エコファーマーの認定促進などにより、環境にやさしい農業を推進します。
- ・ 地域環境の保全と施設園芸農業の健全な発展を図るため、生産により発生する廃プラスチックなどの適正処理を推進します。

### 《関係者に期待される役割》

関係者	期待される役割
県	・ 施設整備などの支援 ・ 高品質・安定生産技術の開発、普及 ・ 生産者育種の支援 など
生産者	・ 施設化の推進 ・ 先端技術の積極的な導入 など
農業団体	・ 研修会の実施 ・ 園芸施設共済への加入促進 など

## (イ) 担い手育成

### 【取組の方向性】

花き生産者のネットワーク化を図り、産地の生産・販売力を強化するとともに、新たな担い手の確保、育成に取り組みます。

### 【具体的な取組】

#### ① 地域の中核となる担い手の育成

- ・ 地域や産地の中核となる担い手を育成するため、栽培技術や経営管理能力の習得など、若手生産者の経営強化の取組を支援します。
- ・ 農業のグローバル化に対応するため、担い手の資質向上を図ります。

#### ② 新たなグループ化等組織活動の強化

- ・ 競争力の高い産地を育成するため、生産者のネットワーク化、グループ化を図り、生産・販売・担い手育成など、組織活動の活性化に向けた取組を支援します。
- ・ 千葉県花き園芸組合連合会や千葉県植木生産組合連合会など、生産者組織が行う生産技術の研鑽のための研修会や消費拡大などの取組を支援します。

#### ③ 新たな担い手の確保、育成

- ・ 新規就農希望者や花き後継者、定年帰農者など、新たな担い手の確保と育成に向け、花き生産に必要な基本的な技術の習得や、経営管理能力の習得など、資質向上を図ります。

### 《関係者に期待される役割》

関係者	期待される役割
県	・個別指導や研修会の実施、組織活動支援 など
生産者	・研修等への参加による農業技術、経営能力の向上 ・共通の目的を持った生産者の組織化 ・経営の法人化 など
農業団体	・研修会の実施 など

## イ 流通・販売対策

### (ア) 時代に対応した流通・販売体制の強化

#### 【取組の方向性】

県産花きの強み（鮮度や品質の良さ、豊富な品目）を生かし、日持ちの良い花きを消費者に提供するため、鮮度保持対策に取り組みます。

また、流通コストを削減するため、地域、品目の特性等を生かした流通体制の整備や物流の効率化を検討します。

さらに、販路拡大を図るため、県産花きの魅力を発信するとともに、卸や小売店と連携した販売促進を支援します。

#### 【具体的な取組】

##### ① 市場のニーズに迅速に対応できる産地体制の強化

- ・予約相対取引による有利販売を進めるため、生産者の情報発信や、予冷库などの整備による計画出荷のための体制づくりを支援します。
- ・実需者ニーズに迅速に対応できる産地づくりのため、生産者のグループ化を推進するとともに、販売戦略の策定を支援します。
- ・有利販売に向け、日持ちが向上する鮮度保持技術の開発、普及を推進します。
- ・日持ちの良い花きを消費者に提供するため、生産から流通・販売に至るコールドチェーンを構築するための啓発を図ります。

##### ② 物流の効率化

- ・流通コストを削減するため、物流会社との連携など、物流を効率化する集荷システムの構築を支援します。
- ・首都圏に位置する産地の優位性を生かすため、保冷設備を併設した集出荷施設など、流通体制の整備を支援します。
- ・産地の競争力を強化するため、共選共販やグループ化による販売ロットの拡大と品質の均一化の取組を支援します。

##### ③ 売り先を見据えた販売促進

- ・消費者ニーズの生産現場への反映と新たな需要を創造するため、生産者と卸売・小売業者が情報交換できる場づくりを支援します。

### 《関係者に期待される役割》

関係者	期待される役割
県	・出荷施設等の整備支援 ・鮮度保持技術の開発・普及 など
生産者、農業団体	・物流の効率化の検討 ・地域の特性や立地条件に合わせた流通体制の確立 など
市場・小売	・低温管理によるコールドチェーンの構築 ・流通販売情報の産地への提供 など

### (イ) 県産花植木の輸出促進

#### 【取組の方向性】

植木を中心とした県産花きの輸出を積極的に進めるため、生産者等の輸出の取組を支援します。

#### 【具体的な取組】

##### ① 輸出促進に向けた販売促進活動

- ・海外バイヤーが多く集まる商談会等において、輸出の主要品目である植木を中心に、県産花きを積極的にPRするとともに、国や関係者との連携を図り、生産者団体などが販路を開拓する取組を支援します。
- ・関係機関と連携し、海外実需者と産地とのマッチングや、海外バイヤーが多く集まる商談会への参加を支援します。
- ・花き類の輸出を視野に、海外で開催される展示会などへの試験的な出品により、生産者が行う海外での切り花のニーズの把握を支援します。

##### ② マーケット需要に対応できる産地体制の強化

- ・長距離輸送に対応できるよう、輸送中の最適環境の設定など、品質保持技術の確立を支援します。
- ・輸出相手国の検疫条件に対応できる技術開発に取り組むとともに、生産者などが行う生産、流通体制の整備を支援します。
- ・生産者が行う輸送コストの削減や輸送時間を短縮するための取組を支援します。
- ・継続的に植木輸出に取り組み、販路を拡大していくため、輸出相手国のニーズに合わせた樹種の生産など、新たな販路を見据えた計画生産を支援します。
- ・海外における知的財産権の侵害などによるトラブルを防ぐため、生産者などによる輸出国における商標登録の取得を支援するとともに、生産者育種において、誤って権利侵害を起こさぬよう注意喚起に努めます。また、国や関係団体と連携し、輸出に取り組む団体などへの情報提供、諸外国における本県ブランドの使用を妨げる商標などの出願防止に努めます。

### 《関係者に期待される役割》

関係者	期待される役割
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出拡大のための情報収集と関係者への情報提供</li> <li>・イベントへの出展支援</li> <li>・輸出相手国の検疫条件に対応した生産、流通技術の開発など</li> </ul>
生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の商談会への参加</li> <li>・輸出相手国に対応した生産、流通体制の確立など</li> </ul>
流通関係業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地と連携した輸出の促進など</li> </ul>

## ウ 需要拡大対策

### (ア) 県産花植木の需要拡大

#### 【取組の方向性】

県産花きへの理解促進を図り、需要拡大につなげるため、生産者と実需者が連携した展示会の開催や、花や緑に親しむ機会づくりに取り組むとともに、豊かな心を育むため、小学校などでの花育を推進します。

また、花きの需要拡大を図るため、他業種と連携し、花摘みなど地域の特色ある観光資源を通じた消費拡大に取り組めます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 新たな需要の創造

- ・花については、新たな購入のきっかけづくりとして、新たな「花の日」の制定に生産者、流通関係者、販売業者等と連携して取り組みます。
- ・植木については、生産者と実需者（造園事業者、ハウスメーカー等）が連携した消費拡大の取組を支援します。
- ・平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに活用できる夏場に強い花きの生産を支援し、県産花きの利用を進めます。

##### ② 県産花きの魅力発信

- ・県産花きへの理解を増進し、消費を拡大するため、フラワーフェスティバルや植木まつり等の展示会などを開催し、積極的な県産花きの魅力を発信します。
- ・平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、海外からの来訪者に県産花きの魅力を発信するため、成田国際空港などに県産花きをPRします。

##### ③ 花育の推進

- ・花きの需要拡大に向け、小さい頃から花や緑に親しむ機会づくりを行うため、教育機関と連携し、花育活動を推進します。

##### ④ 地域資源を活用した花きの需要拡大

- ・本県の魅力の一つである観光資源としての花摘みなど、地域の特色ある

花きを活用した需要拡大を推進します。

- ・景観形成を目的とした花の植栽など、新たな地域の観光資源として期待される花きを活用した取組を支援します。
- ・多様な需要に対応するため、花きを活用した加工や海外のニーズに対応できる植木生産など、6次産業化の取組を支援します。

## (イ) 花植木の文化の継承と普及

### 【取組の方向性】

生け花や本県特産の庭木の樹芸技術など、伝統文化・技術の継承、普及に取り組むとともに、花植木の持つ様々な効用についての情報を発信し、日常生活における花植木の活用を推進します。

### 【具体的な取組】

#### ① 生け花などの日本の伝統文化の普及啓発

- ・年中行事や五節句など、季節の行事に合わせた花きの活用や、生け花などの伝統文化の魅力を、学校などでの花育や展示会を通して普及啓発します。
- ・日本水仙やきんせんかといった正月や彼岸など季節の行事と密接な関係のある本県特有の花きの魅力を積極的に発信し、伝統文化の保存に努めます。
- ・平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、海外からの来訪者へ成田国際空港やホテルなどの宿泊施設を中心に、県産花きを活用した生け花の展示などにより日本の伝統文化をPRします。

#### ② 植木伝統樹芸技術の伝承、普及

- ・世界に誇る本県の造形技術を維持・継承するため、植木伝統樹芸士及び銘木の認証により、認知度向上に努めるとともに、その魅力を発信します。

#### ③ 日常生活における花植木の活用促進

- ・日常生活における花植木の活用を促進するため、県産花きの展示会や花育活動を通じ、様々な提案を行います。

#### ④ 公共施設などでの花植木の活用推進

- ・人を癒やすなど花植木の持つあらゆる効用について情報を提供し、花植木の活用についての理解を促進するとともに、公共施設などでの花植木の活用を推進します。

### 《関係者に期待される役割》

関係者	期待される役割
県	・産地、流通業者、小売と連携した新たな「花の日」の創造 ・花育の推進 など
生産者、農業団体	・花育活動への協力、消費拡大のためのPR強化 など
市場・小売	・花育の実施、協力、消費拡大のためのPR強化 など
伝統文化	・生け花などの伝統文化の普及啓発 など ・花育の実施、協力

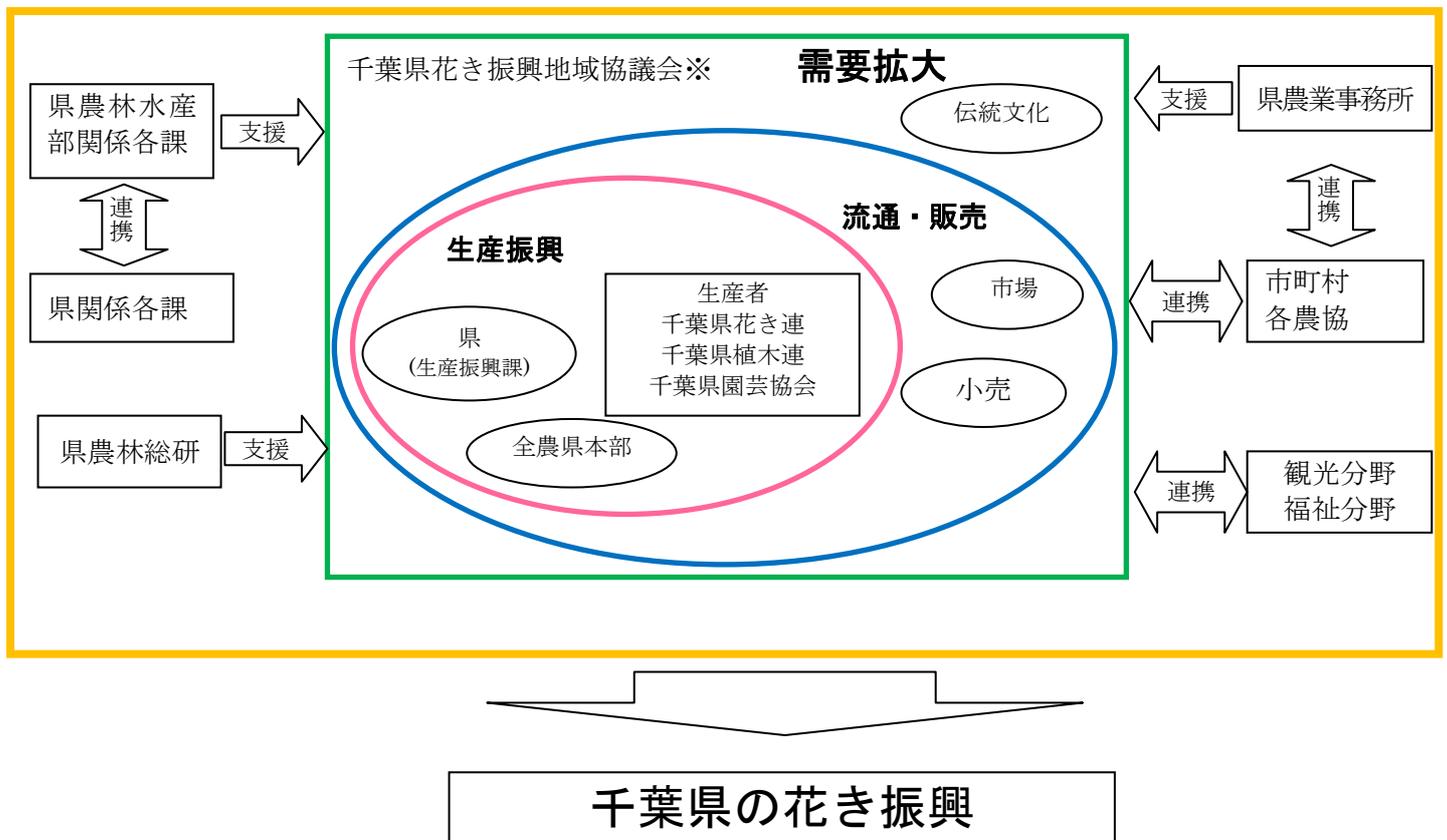
## 5 推進体制

### (1) 関係団体との連携による推進

本県の花植木の振興に当たっては、生産・流通・小売・伝統文化・行政などで構成する「千葉県花き振興地域協議会」の需要拡大などの活動に、花植木業界が一体となって取り組みます。

### (2) 他分野の関係者との連携による推進

観光や福祉などの他分野との緊密な連携を推進し、県産花植木への理解醸成を図ります。



#### ※千葉県花き振興地域協議会の構成団体

- 生産：千葉県花き園芸組合連合会  
千葉県植木生産組合連合会  
公益社団法人千葉県園芸協会  
全国農業協同組合連合会千葉県本部
- 流通：株式会社第一花き柏支社
- 小売：一般社団法人JFTD千葉支部
- 文化：千葉県茶華道協会
- 行政：千葉県

## 6 品目別の振興方向

### (1) 主要切り花

品目名	振興方向	主な生産地域
<b>主要切り花</b> (カーネーション、ゆり、トルコギキョウ、ばら、ガーベラ、ラン等)  (640ha) 120 億円  (32 年目標) 140 億円	<b>【高品質・安定生産】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産性を高め経営の安定化を図るため、低コスト耐候性ハウスや養液栽培などの導入や、温室等のリフォーム、省エネ対策を支援します。</li> <li>有利販売に向け、日持ちが向上する鮮度保持技術の定着を促進します。</li> <li>低コスト化を図るための先端技術の開発、普及を促進します。</li> <li>産地の生産力の維持発展に向け、法人化の推進などにより、企業の経営体の育成を図ります。</li> </ul> <b>【販売・流通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>産地の競争力の強化と有利販売を目指し、共選共販による販売ロットの拡大を推進します。</li> <li>産地流通体制の強化に向け、集荷・販売機能を持ったハブ組織の育成を図ります。</li> <li>花に対する親しみの醸成に向け、花育などの消費宣伝活動を推進します。</li> <li>国内外需要調査と展示商談会への出展を支援します。</li> </ul>	印旛 香取 海匠 長生 安房

### (2) 特産切り花

品目名	振興方向	主な生産地域
<b>特産切り花</b> (ストック、きんぎょそう、きんせんか、ひまわり、カラー、日本水仙、球根切り花等)	<b>【高品質・安定生産】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>有利販売に向け、日持ちが向上する鮮度保持技術の定着を促進します。</li> <li>生産性を高め経営の安定化を図るため、低コスト耐候性ハウスや複合環境制御技術などの導入や温室等のリフォーム、省エネ対策を支援します。</li> <li>多様なニーズに対応し産地の安定化を図るため、生産者育種を推進します。</li> </ul> <b>【販売・流通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場ニーズに対応できる体制づくりに向け、共選共販を推進します。</li> <li>地場消費の拡大に向け、直売、観光農業を推進します。</li> <li>花に対する親しみの醸成と新たな需要の開拓に向け、花育活動やPR活動を推進するとともに、花を利用した加工品などの商品開発を支援します。</li> </ul>	山武 安房 君津

資料：県全体の作付面積は花き生産出荷統計、産出額は25年生産農業所得統計

※ 面積、産出額については、主要切り花と特産切り花の合計

(3) 鉢もの

品目名	振興方向	主な生産地域
<p>鉢もの 鉢花(シクラメン、ラン、ペゴニア、花壇苗もの類、グラウンドカバー植物、観葉植物)</p> <p>(219ha) 62 億円</p> <p>(32 年目標) 69 億円</p>	<p><b>【高品質・安定生産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低コスト化を図るための先端技術の開発、普及を促進します。</li> <li>・多様なニーズに対応し、産地の安定化を図るため、生産者育種を推進します。</li> <li>・産地の生産力の維持発展に向け、法人化の推進などにより、企業的経営体の育成を図ります。</li> <li>・生産性を高め、経営の安定化を図るため、低コスト耐候性ハウスの導入や温室などのリフォーム、省エネ対策を支援します。</li> </ul> <p><b>【販売・流通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通コストの削減を目指し、集出荷の共同化を推進します。</li> <li>・地場消費の拡大に向け、花壇用苗ものなどの直売を推進します。</li> <li>・花に対する親しみを醸成するため、花育活動やPR活動を推進します。</li> </ul>	<p>県内全域</p>

資料：県全体の作付面積は花き生産出荷統計、産出額は25年生産農業所得統計

(4) 植木

品目名	振興方向	主な生産地域
<p>植木 (輸出向け)</p> <p>(638ha)</p> <p>出荷額 74 億円</p> <p>(32 年目標)</p> <p>出荷額 86 億円</p>	<p><b>【高品質・安定生産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に植木輸出に取り組み、販路を拡大していくため、輸出国のニーズに合わせた樹種の生産など、新たな販路を見据えた計画生産を支援します</li> <li>・作業効率の向上と規模拡大に向け、農地の利用集積を推進します。</li> <li>・輸出の拡大を目指し、輸出相手国の検疫条件に対応した生産、流通体制の整備を支援します。</li> <li>・主力品目であるマキを害虫から守るため、防除対策を推進します。</li> <li>・造形技術の維持・継承に向け、植木伝統樹芸士及び銘木の認証を推進します。</li> </ul> <p><b>【販売・流通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出の拡大を図るため、EU、東南アジア、ロシア圏、中東など、幅広い海外バイヤーなどとの商談を推進します。</li> </ul>	<p>印旛 海匝 山武</p>
<p>植木 (国内向け)</p>	<p><b>【高品質・安定生産】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい需要に応えるため、有望樹種の導入等、計画的な植木生産体制の確立を図ります。</li> <li>・経営規模の拡大に向け、省力機械やかん水設備などの導入を支援するとともに、農地の利用集積を図ります。</li> <li>・技術の維持・継承に向け、幅広い樹種も銘木の認証を推進します。</li> </ul> <p><b>【販売・流通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな需要の創造に向け、生産者と実需者（造園事業者、ハウスメーカー等）が連携した植木の需要拡大を支援します。</li> <li>・津波被害等の災害復旧需要に対応するため、公共緑化のニーズに対応した新樹種の導入を推進します。</li> </ul>	<p>千葉 印旛 海匝 山武 長生 君津</p>

資料：県全体の栽培面積、出荷額は花木等生産状況調査（国）  
※ 面積、出荷額については、輸出向けと国内向けの合計



## 參考資料



## ○花きの振興に関する法律

平成二十六年六月二十七日号外法律第百二号

〔農林水産大臣署名〕

花きの振興に関する法律をここに公布する。

花きの振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項
- 三 花き産業の振興のための施策に関する事項
- 四 花きの文化の振興のための施策に関する事項
- 五 花きの需要の増進のための施策に関する事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、花き産業を行う者が組織する団体（以下「花き団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給事情を把握するため必要があると認めるときは、花き団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(連携の強化)

第五条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(生産者の経営の安定)

第六条 国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産性及び品質の向上の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第八条 国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(鮮度の保持の重要性への留意)

第九条 国及び地方公共団体は、前二条の施策を講ずるに当たっては、花きの流通に当たりその鮮度をできる限り保持することの重要性に特に留意するものとする。

(輸出の促進)

第十条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(研究開発事業計画の認定)

第十一条 研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資するものをいう。以下同じ。）を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発事業の目標
- 二 研究開発事業の内容及び実施期間
- 三 研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。
- 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(研究開発事業計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(種苗法の特例)

第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

- 一 その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者
- 二 その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において単に「従業者等」という。）が育成した同条第一項に規定する職務育成品種（同号において単に「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等（以下この条において単に「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合

において、その品種登録出願をした使用者等

2 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。)について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

二 その登録品種が従業者等が育成した職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

(報告の徴収)

第十四条 農林水産大臣は、認定研究開発事業者に対し、認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(研究開発の推進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な資材の開発その他花き産業の振興のために必要な研究開発(以下この条において単に「研究開発」という。)の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(花きの文化の振興)

第十六条 国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、社会福祉施設その他花きの人を癒す効用が十分に発揮できる施設における花きの活用の促進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、花きの文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(博覧会の開催等)

第十七条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催若しくは開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとする。

(顕彰)

第十八条 国及び地方公共団体は、花き産業及び花きの文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(花き活用推進会議)

第二十条 政府は、関係行政機関(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。)相互の調整を行うことにより、花きの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、花き活用推進会議を設けるものとする。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成二六年十一月政令三六九号により、平成二六・一二・一から施行]

## 花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、花きの振興に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項、花き産業の振興のための施策に関する事項、花きの文化の振興のための施策に関する事項並びに花きの需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

なお、この基本方針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例によるものとするが、花きには、例えば、切り葉、切り枝、観葉植物、盆栽等も含まれる。

### 第1 花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

我が国における花き産業は、平成24年の産出額が3,761億円と農業産出額の4%を占め、若い生産者の活躍も目立つなど、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているところである。また、我が国における花きの生産技術は高い水準にあり、多様で高品質な国産花きについては、国際園芸博覧会において多くの賞を受賞するなど国際的に高い評価を得ていることもあり、近年、アジアやヨーロッパ諸国、米国向けを中心に花きの輸出は増加傾向にある。

さらに、我が国においては、生け花、盆栽、門松等、世界に誇る花きに関する豊かな伝統と文化が国民の生活に深く浸透しており、花きに関する伝統を承継し、花きの文化を振興することは、国民の心豊かな生活の実現に資することとなる。

他方、近年の国内市場における花き消費の伸び悩み、大量生産された安価な切り花の輸入の増加、燃油価格の高騰といった諸問題に対応する観点から、我が国の花き産業の国際

競争力の強化が緊要な課題となっているところである。

このため、花き産業及び花きの文化の振興に当たっては、花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講ずることとする。

## 第2 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項

### 1 花きの需要の長期見通し

花きの需要の長期見通しについては、近年の需要の動向に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの需要の増進のための施策の効果が発揮されることを前提とすれば、平成37年の需要額は6,350億円になることが見込まれる。

### 2 花きの生産量その他の花き産業の振興の目標

花き産業の振興については、次に掲げる輸出額の目標及び輸入額の見込みに需要の長期見通しを併せて考慮し、平成37年の花きの産出額の目標を6,500億円とする。

#### ① 輸出額の目標

平成37年の輸出額は、近年の輸出の状況に鑑み、また、法に基づき講ぜられる花きの輸出の促進に必要な施策の効果が発揮されることを前提に、450億円を目標とする。

#### ② 輸入額の見込み

平成37年の輸入額は、近年の輸入の状況に鑑み、300億円と見込まれる。また、この産出額の目標を達成するため、平成37年の花きの生産量の目標を次のとおりとする。

切り花類	6.7億本
鉢もの類	4.1億鉢
花木類	3.1億本
球根類	2.1億球
花壇用苗もの類	1.1億本
芝類	6.4千ha
地被植物類	5.2百万鉢・本

### 第3 花き産業の振興のための施策に関する事項

#### 1 生産者の経営の安定

##### (1) 花きの生産基盤の整備

国及び地方公共団体は、生産コストの低減に資する共同利用施設の導入、周年生産又は生産期間の延伸が可能となる低コスト耐候性ハウスの導入、化石燃料からの脱却を目指した次世代施設園芸拠点の整備、施設園芸におけるヒートポンプ等の省エネ設備の導入、新規就農者の農業経営の開始に必要な農業用機械及び施設の導入等を推進するよう努める。また、農業生産資材の高騰による影響を小さくするため、資材コスト低減のための取組に対し支援を行うよう努める。

##### (2) 知的財産の適切な保護及び活用

国及び地方公共団体は、DNA品種識別技術の開発等により、国内外における知的財産権の侵害への対策を推進するよう努める。また、知的財産の創造・活用を図るため、花きの新品種の育成、花きの生産に関する新技術の開発及びこれらの普及実用化の取組に対し支援を行うよう努める。

##### (3) 災害による損失、使用するエネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填

国及び地方公共団体は、花きの生産者が台風、大雨、大雪等の自然災害によって受ける園芸施設及び当該施設内農作物の損失を補填する園芸施設共済への加入を推進するよう努める。また、施設園芸に関して、燃油価格が一定の基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットを構築するよう努める。

## 2 生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、花きの生産者の産地間連携による技術交換や育種・苗供給体制の強化、形質のマーカー化による育種の加速化等、生産性及び品質の向上のための取組を支援するよう努める。また、集出荷施設における低温庫を含む産地における低温設備等、鮮度の保持に資する施設の整備を推進するよう努める。

## 3 加工及び流通の高度化

### (1) 花きの加工に関する技術開発

国及び地方公共団体は、多様な需要に対応するため、花束、フラワーアレンジメント等の加工技術の開発・向上等の取組に対し支援を行うよう努める。

### (2) 卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化等

国及び地方公共団体は、日持ちの良い花きへの消費者ニーズに対応するため、鮮度の保持に資する卸売市場における低温卸売場及び低温庫の整備等を推進するよう努める。また、産地から小売までの流通に要する時間の短縮及びコストの低減に資する流通経路の合理化、段ボール箱等資材の規格統一及び園芸資材の再利用を推進する取組に対し支援を行うよう努める。

## 4 鮮度の保持の重要性への留意

国及び地方公共団体は、花きの生産性及び品質の向上の促進並びに加工及び流通の高度化に関する施策を講ずるに当たっては、生産から流通・販売に至るまでのコールドチェーンの確立、各段階における鮮度保持剤の使用等の鮮度保持のための取組の意義について、関係者に対する普及啓発を行うよう努める。

## 5 輸出の促進

国及び地方公共団体は、オールジャパン体制により更なる輸出拡大を図ることを目的として、花きの文化と併せた国産花きに関する情報の発信、海外販路の拡大に向けた市場・消費実態に関する情報の収集・提供、輸出先国の植物検疫に対応した病害虫の防除方法の開発・普及及び海外の見本市への参加の促進や海外からのバイヤーの招聘等による商談の機会の創出に努める。

## 6 研究開発事業の実施に関する基本的な事項

### (1) 研究開発事業の基本的な考え方

研究開発事業の実施に当たっては、法及び基本方針に照らし適切な研究開発を行い、その成果が活用されることにより我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資することを目指すものとする。

### (2) 研究開発事業の内容等に関する事項

#### [1] 研究開発事業の目標

研究開発事業者は、法及び基本方針を踏まえ、事業の実施によって達成すべき具体的な目標を設定するものとする。

#### [2] 研究開発事業の内容

研究開発事業者は、次のア及びイの事項に取り組むものとし、これらの事項については、研究開発事業計画に具体的な内容を記載するものとする。

##### ア 花きの新品種の育成

耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種を育成すること。

##### イ 増殖技術の高度化

アにより育成された新品種に係る茎頂培養による増殖、ウイルスフリー苗を使った増殖その他の増殖技術の高度化を図ること。

### [3] 研究開発事業の実施期間

計画期間は10年以内とし、事業の実施期間（開始日及び終了日）及び計画の目標達成に向けた具体的な年次計画を記載するものとする。

## 7 研究開発の推進

### (1) 花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化

国及び地方公共団体は、国産花きの需要拡大、海外輸出、低コスト生産等が可能となる花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化を推進するよう努める。また、産学官連携により、新品種の育成等に関する研究開発を推進するとともに、その素材となる遺伝資源の適切な導入を促進するよう努める。

### (2) 生産性及び品質の向上

国及び地方公共団体は、産学官連携により、栽培期間の短縮等による生産性の向上及び日持ち性等の品質の向上に関する研究開発を推進するよう努める。

### (3) 品質の保持

国及び地方公共団体は、輸出を含む長時間輸送に耐えうる梱包・包装資材の開発等、花きの品質を保持しつつ流通させるために必要な技術の開発等の取組に対し支援を行うよう努める。

## 8 地球温暖化に対する適応策

地球温暖化が我が国の農林水産業に与える影響については様々な予測が行われているところであり、花き産業においても、これまで各地で地球温暖化の影響が疑われる開花期の遅延、生育不良等の高温障害、病虫害の多発等の事例が報告されているところである。

このため、国及び地方公共団体は、高温障害を回避・軽減するための遮光資材の導入、循環扇の活用その他の栽培管理技術の導入、病虫害を回避・軽減するための資材・技術の導入等の地球温暖化に対する適応策を推進するよう努める。

## 第4 花きの文化の振興のための施策に関する事項

### 1 公共施設及びまちづくり等における花きの活用

国及び地方公共団体は、庁舎、学校、図書館、市民会館等の公共施設や、公園整備等のまちづくりにおいて花きの活用を推進するよう努める。また、高齢者関係施設や児童関係施設等の社会福祉施設等における花きの活用の促進に努める。さらに、花きの人を癒やす効用に関する科学的データの蓄積及びそのデータから得られた知識の普及を推進するよう努める。

### 2 花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進

国及び地方公共団体は、既に民間団体等により行われている、小学生等を対象にした、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じて優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育」に対し支援を行うよう努める。また、花壇作り等の花きを介した世代交流を伴う地域活動に対し支援を行うよう努める。

### 3 日常生活における花きの活用の促進等

国及び地方公共団体は、家庭や職場等の日常生活における花きの活用に関する環境整備を行うよう努める。また、生け花、盆栽等の花きに関する伝統の継承、新しい物日等の花きの新たな文化の創出及び花きに関する知識の普及を推進するよう努める。

## 第5 花きの需要の増進のための施策に関する事項

国及び地方公共団体は、花きの博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、切り花の日持ちを保証する販売の実施等、花きの需要の増進のための取組に対し支援を行うよう努める。また、花きの需要の増進に当たっては、観光業界、インテリア業界等の異業種との連携を推進するよう努める。

発行：平成28年3月

発行者：千葉県（農林水産部生産振興課）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2871